

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	令和元年(2019)年7月31日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 立命館 理事長 森島 朋三 電話 075-813-8168
--	---

主たる業種	大学	細分類番号	8 1 6 1				
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	立命館地球環境委員会が定めた目標(平成32年までに原単位を平成2年(1990年レベルに戻す)を実現するため、年平均2%以上の削減を行う。						
計画を推進するための体制	総長を委員長とする立命館地球環境委員会において、進捗状況を点検・管理する。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,568.9 トン	11,423.3 トン	11,290.8 トン	トン	-1.8 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	11,421.1 トン	10,882.2 トン	10,755.0 トン	トン	-5.3 パーセント	
	実績に対する自己評価	各種エネルギー使用量の削減に継続的に全学で取り組んでおり、使用量は概ね減少傾向を維持している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	教育施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積284,5,863m <sup>2</sup> /100)	4.08	4.01	3.97		-2.21 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	各種エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減には取り組めているが、計画目標(29年度原単位)【3.99】には届いておらず、継続的な取組みの促進が必要である。					
		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	33.0 パーセント	21.0 パーセント	21.0 パーセント	0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	エネルギー効率の良い設備等を導入しつつ、夏期及び冬期における節電の取組みを強化した。また学園構成員に対する省エネ意識向上の取組みもおこなっている。					
	(30)年度						
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共交通機関での通勤を基本とする。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	理解され取り組まれている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	94.0 トン	90.5 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	141.1 トン	135.8 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①学生、生徒、児童による環境活動への参加 ②学生、生徒、児童への自然環境に関する教育 ③本学の実施事例の関連団体研修会での事例報告						
特記事項	・第二計画期間の超過削減量の差引(1,249.1トン)→第1年度:400トン、第2年度:400トン、第3年度:449.1トン ・「再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの」の欄に、立命館中高において設置した太陽光発電設備による売電発電量を示す。						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。